

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成 26 年 8 月 19 日（火）14：57～15：27

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

<関係省庁>

根岸 功 法務省入国管理局総務課企画室長

鶴田 友紀 法務省入国管理局局付

長尾 恭輔 法務省入国管理局入国在留課補佐官

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 家事支援人材、創業人材・多様な外国人材受け入れについて

3 閉会

○藤原次長 それでは、続きまして、家事支援、創業等の特区での外国人材受け入れのための入管法の議論ということでございます。

前回、当方で用意しましたペーパーでございましたけれども、関西圏、福岡市からの提案についての対応の紙を法務省から解説いただいた際に、入国管理の基準がどのレベルでどう決まっているかを再度整理してくださいという委員からの指摘がございまして、再度整理していただいたものがきょう、法務省から御提出いただいた資料でございます。

非常に分量が多いこともありまして、当方で別紙 1 枚紙で整理をさせていただいたものですが、後ほど解説いただいてから議論をさせていただいたほうがいいと思いますが、根拠規程のところの一部省令で決まっているものもある反面、やはり審査要領や法

務省のホームページ等々でこのようなことがいろいろと判断されている事実があるということでございます。この点を踏まえまして、御議論をさせていただければと思っております。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 暑いところお越しくさしまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○根岸室長 法務省入国管理局企画室長の根岸でございます。よろしく願いいたします。

本日は、前回に引き続きまして御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今、藤原次長のほうからお話がありまして、前回の議論を踏まえまして、その中でいろいろ出てきた、こういう取り扱いをしておりますという御説明を差し上げた点について、それがどういうもので決まっています、どう周知をされているのかということで、その内容を資料としてまとめて、こちらのほうで提出させていただいていますのがきょうお配りしました、ちょっと大部になって恐縮ですけれども、A3判で何枚かとじているものがございます。これを事務局のほうで簡潔におまとめいただいたものがA4縦の1枚紙という整理でございます。

全部を読んでいくと時間を要してしましまして、この後の議論に差し支えるといけませんので、ちょっとかいつまみながら、飛び飛びですけれども、簡単に解説をさせていただきたいと思えます。

A3のほうをめくりつつお願いしたいと思えます。

まず、1つ目、これは最も議論になったところかもしれませんが、2人以上の常勤職員又は500万円以上の投資ということについて、省令の文言上は、右側のほうにありますけれども、「2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであること」となっております、この規模が500万円以上という運用ですということで、これについては、その取り扱いについて内部的に決めておりますのは入国在留審査要領という、これは入管局長の通達でございます。これについては対外的に明らかにしておかないと500万円というところが伝わりませんので、ホームページに掲載するなどして周知をしている状況でございます。

この500万円についても今までいろいろな規制改革ですとか、たしかOT0などでも話があったかもしれませんが、そういう中ではっきり金額のガイドラインを示すべきという議論がもう10年以上前だったと思えますが、ありまして、こういうものを500万円ということで明示する扱いになってきてございます。

比較的小さな規模のところの申請を具体的に見ますと、2人そろえてくるケースよりは500万円をクリアして出てくる申請のほうが実際のところ多い感じを持っております。

その裏のほうに行ってくださいまして、一番上にありますのは、500万円を投資していれば、経営管理を行わなくてもいいのではないかという点についてですけれども、ここについては法律そのものを、ちょっと「若しくは」が何回も出てくる難しい条文になっておりますけれども、実際投資を行って、あるいは投資を行った人にかわって経営を行うとか、

管理を行う場合に付与されるのが「投資・経営」の在留資格ということになってございます。その点は、ですから、500万円を払うだけ、投資しただけということで在留資格を与えることにはなっていない。これは法律そのものの活動内容に書かれている内容ということでございます。

短期間の賃貸スペースというお話もありましたけれども、これについては、短期間のものというのは本来、いつ解約されるかわからないようなものではないのですが、それについても合理的な理由、合理的とする特別な事情がない限り認められない。つまりは合理的な理由があればいいということで、実務の運用としては、実際には短期間のいわゆるこの前出ましたレンタルスペースみたいなもの、レンタルオフィスというものについても認めてきている状況でございます。

在留期間について、5年、3年、1年などとありますけれども、どういうところで決めているのかということですが、これについては法律で5年以内でということになっていまして、具体的には省令におろされていまして、施行規則、省令のほうで「5年、3年、1年又は3月」ということが定められています。具体的にどういうものに何年という許可をするかということについては、先ほども出ました入国在留審査要領で通達で定めているということでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、左側に上場企業等の大企業については、公表されている資料等により、その実際が明らかであるというところを書いてある部分ですけれども、ここは前回宿題としてもいただきましたカテゴリー分けということをしてしております。それはどう定めているのかということで、ちょっと例示を見せてくれというお話もございましたので、ホームページで公開している、これは人文知識・国際業務という在留資格の例ですけれども、別途、後ろに添付してございます。

こういう形でカテゴリー分けをいたしまして、ホームページを打ち出したものを添付しているほうをごらんいただきますと、例えば人文知識・国際業務の期間更新の例が上にあると思いますけれども、上場企業ですとか、国・地方公共団体とか、そういうところ、あるいは独立行政法人、認可法人など、そういうものがカテゴリー1ということで、いわばその法人の実態が社会的に明らかかなものがございます。

もう一つがカテゴリー2ということで、これはカテゴリー1に準ずるようなもので、会社の実態はそれなりにあるものなのだけれども、カテゴリー1のように何か外形的なものですぐ明らかにはなっていないもの。これは優良企業については書類を簡素化すべきではないかというのがずっと規制改革会議だったり、前の総合規制改革会議ですとか、そういうところのときもいろいろ議論をしてまいりました。そのような過程の中で、上場企業というのは非常にわかりやすい。前回もそこはわかりやすいのだけれども、この次はわかりにくいだけれどもというようなまさに御指摘だったのですが、一方で、我々がわかりやすいところなので、上場企業なら簡素化できるかもしれませんねという話をしたときに、でも、同等の規模のたまたま上場していない会社はたくさんあるねと。そういうところで

何とかならないのかとか、いろいろな議論がございまして、そこで考えた上でできたものがカテゴリー2 というもので、源泉徴収税額が1,500万円以上あるものということで、源泉徴収の法定調書の合計表の写しを提出いただいています。これですと、こういう企業についてはどの方の申請のときにも合計表の写しを、コピーを皆さんの資料の申請に添付だけしておけばそれでカテゴリー2 という扱いが受けられることにしてございます。このくらいの源泉徴収をしているということですので、相当な規模の会社ではあるということ、一人一人の給与水準は会社によってまちまちですので、完全に何人ということとは言えませんが、相当な規模であることが言えるだろうということにしてございます。

それ以下については、カテゴリー3 ということにしておきまして、その合計表自身が提出できない会社などについてはカテゴリー4 という扱いでやっております。

我々は審査を厳格にするという立場からすれば、全部求めた上でできっちり審査をする。その中で不要と思うものが、よく見るまでもないものはさっと見ればいいということが従来というか、大分前の運用ではそうだったのですが、申請件数もどんどんふえてくる、在留外国人もふえてくる中で、やはり簡素化を図っていかないと、外国人がふえたから入管職員が何倍にもなるというわけではありませんので、その中で、やはり迅速な処理という要請というものと、そうは言っても、偽装滞在などの問題もありますので、そこは厳格な審査も一定程度保つという要請の中で、その折り合いをつけた線がこの辺ということでございます。

またその次のページに行ってくださいまして、その次は「人文知識・国際業務」への変更などに当たって、その主たるものが何なのかということ、実際、在留資格に当たる業務について、完全にその在留資格にぴったり当たる業務しか一切やらないことは本当の専門職みたいな人を除いてはなかなかありにくいわけで、そういう中で、我々も役所に入って当然雑務もやるわけですし、この立場になっても当然やります。そういうことになると、主としてやるものは何なのかというところで見えていますということについてでございますけれども、最初のページに書いておりますのは在留資格の変更とか、在留資格の法律そのものが書いてあるところでございます。ここに主たるということを具体的に表現しているわけではございません。その後には施行規則でどういう書類をとるかということを書いています。

実質、御指摘の部分のところについては、次のページに行くのですがけれども、やはり入国在留審査要領のところ、主として従事する業務が該当するということを記載してございます。現実にもそういう運用をしているということでございます。

次の項目も同じ趣旨でございます。

次のページに行ってくださいまして、留学生の就職活動の期間を延ばすというところについて、インターンシップを組み合わせることでどうだということ、我々としては、これについては、2年目をインターンシップの形で、単純に就職活動を延ばすことではなくて、自治体が関与していただいた上でのインターンシップということであれば検討が可能

ではないかということをお返事させていただいているわけですが、その過程の中での説明ですので、右側に抜粋しておりますのは、現行の扱いですので認める形になっておりませんが、現行の運用としては、特定活動としての就職活動の期間は最長1年間という運用にしているということで、これも審査要領で決めているということでございます。

恐縮ですが、またその裏のページに行ってくださいまして、高度人材のポイント制の関係で、非常に対象が狭いのではないかと御指摘に対する回答部分でございます。ポイント制の対象になっておりますのは、ポイントについてはさまざまな計算手法がございますが、実際に行う活動自身はもともと在留資格で認められている活動の中から書いております。また、その一部の複合的な活動も認める仕組みになっておりますので、そこでの御指摘にある例えば技術の在留資格にもともと当たるような方についてはポイント制の対象にもなり得るということでございます。

その下のほうにホームページに載せている部分の抜粋が書いてありますけれども、これは本来、ポイント制の趣旨で書いているものではないのですが、これも規制改革のいろいろな過去の議論の過程で、まさに今回の議論と近いかもしれませんが、前回たしか在留資格は何がどう当たるのか。全部完全に列挙できないのだろうかという議論もあって、なかなかそれを全部書き切るとなると、それはちょっとかえって漏れが出てしまうかもしれないというお話をいたしましたけれども、そういう議論がやはり以前にもありまして、それであれば、いろいろな典型事例とか限界事例みたいなものを公表しておくことによって完全に全てを網羅的に書くことはできないにしても、こういうものが認められるのだったら、今、自分がやろうとしていることそのものだ、あるいは近いから大丈夫かもしれないということでもわかりやすくなるのではないかと議論がありました。そのようなことがあって公表しているもののこれは一部抜粋でございます。これはたまたま前回のときのもともとの提案の中にゲームのクリエイターみたいな話が出ておりましたので、ゲーム関係のもの、あるいはソフトウェアの関係のものが典型事例として公表している中に入っておりますので、それを一例として記載させていただいているものでございます。

また次のページに行ってくださいまして、留学生が一時的に週28時間という包括的に与えている資格外活動、アルバイトの許可です。この時間を超えてしまう場合があるのだと。それについてこちらとしては、包括許可はもともとは例外みたいなもので、本来は資格外活動の許可は本来活動を阻害しない範囲で仕事をして大丈夫ですということでも審査をして、許可をするものなのですけれども、留学生がアルバイトをする、学生がアルバイトをするのは日本人の学生も一般的に行われていることですので、通常に考えて学業を阻害しない範囲ぐらいの時間のものであれば包括的に最初から許可をしてもいいのではないかとということで、これも規制緩和をだんだん進める中でやってきているものでございます。

今回の要望のような28時間を超える場合というのは、逆に原則に戻って、そういう特別な事情があるのであれば、一般的にみんなを、これを40時間にするとか、そういうことは

できないと思いますけれども、個々に見て学業との両立が図られる状況であるのであれば認めることはあり得るといことで、資格外活動許可に関しての個別許可などに関する記載のところを右側に記載しているといことでございます。

大体、今、お配りした資料の状況は以上でございまして、最初に次長のほうから御指摘があったように、具体的な運用のところは要領という通達で定めているケースは確かに多くなっております。ただ、もとは法令で何がしかあるものについて、むしろその判断の統一性をしっかり図る意味で、通達で統一を図って、そのうち特に対外的に周知しておいたほうがいいものについてはホームページで公表するなどという方策をとってきているといことで、これはホームページへの掲載みたいなものは順次進めてきた経緯がありますので、今あるもので全て公開し切っていると我々も自信を持てるわけではありませんから、やはりいろいろな議論の中で必要なものが出てくれば、そういうところもまた加えて公開をしていく。あるいはもっとわかりやすい公開の仕方にしていくことは必要なのではないかなと考えてございます。

とりあえず、冒頭の私のほうからの説明は以上でございまして。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御意見、御質問はありますか。

事務局も含めて何か御質問ありませんか。

○藤原次長 特区の中でこの要素は、6月の改訂成長戦略にも書かせていただいている、あと、いわゆる都市圏の特区では外人の受け入れは、ぜひ実現してほしい提案事項といことで非常にニーズが高いのですけれども、特区をプロモートしていく立場から申し上げれば、いわゆる入国管理の基準が内外にきちんと示されて悪いことは一切ないわけで、審査要領といところでの整理よりは、もう少し高いレベルでのむしろ発信をしていただくのは一般論としてはあるのではないかと思っております。政策目的を進める意味で、そういうことについてはどうお考えでしょうか。

○根岸室長 なかなか一般論としてお答えしにくい面もあるのですけれども、運用としてやっている中でそれはもう明確に、むしろ一律の基準として書いてしまっているいいものが出てくれば、それを省令にはっきり書くとかといことはあり得るとい思います。ただ、その辺はやや、基本はこうだよといながら、ちょっとそうでないものを救える形にしておくほうがいい場合も中にはあると思っておりますので、それは具体的な部分、部分に応じて考えていかなければいけないと思っておりますけれども、一般論としてそれはちゃんと省令に格上げできるものはしてもいいのではないかといのは、そういう面はあろうかと思っておりますが、全てを今の、極論です。そこまで次長はおっしゃっているわけではないと思っておりますが、今の審査要領を、例えば条文のような記載ぶりではないので、そのまま載せることはないにしても、その内容を全て条文化して書いたらうまくいくかといのと、それはそうはならないだろうと思っております。やはりそれであると、結局、法令に反しないものであれば許可をすることは可能になりますので、この扱いはこうしますよといったら、やはり想定外の特異な

ケースは出てくる場合がございます。そういうものはこういう事情があるので、個々に、通常はそういう扱いはしていないけれども、ここでは許可をしましょうということは、現状は扱いとしてはできるわけです。それが省令に反して許可をすることまでやるかということになると早々できないこととなりますので、その辺はものによるところはあるかなという気がいたします。

○藤原次長 言葉の揚げ足を取るわけではないですけれども、省令に反していないものであれば、そういう意味では、審査要領であれば例外があり得るからということですね。許可しないとか、そういう話もあり得ると。いずれにしても、できるだけわかりやすくするのがすごく大事だと思っていまして、まさに透明性を高めてほしいという要望が大阪なり福岡から出ている中で、少なくともそういう要望にかかる部分は全てと申し上げるつもりはないですが、できるだけ高いレベルで発信を、きちんと基準自体を公表していくことのほうが、まさに国際ビジネス拠点とか、そういった目的で今、政策を遂行しているわけなので、少なくとも特区ではそういう議論を大いにさせていただいたほうがいいのではないかと思います。

○八田座長 補足ですけれども、500万円以上の投資を行っている場合は常勤職員2人以上を雇用していなくてもいいというのは、これは我々も随分前からこれをベースに議論してきたわけですが、これは今のところは一応、審査要領なわけですね。

○根岸室長 省令で書いてあります2人以上の常勤職員を雇用しているが、従事して営まれる規模、この規模はどのくらいなのかというところを審査要領で決めて、対外的にホームページで明らかにしているということです。

○八田座長 この審査要領に関しては、今、このところはホームページで明らかにされているのでしょうか。それとも起業家のためのビザに関して明らかにされていない審査基準もあるということでしょうか。例えば2番目の3カ月以内の短期間賃貸スペースを利用したりする場合は云々というのは、これはホームページに出ているのでしょうか。

○根岸室長 短期間でもこういう場合はいいですというところを余り具体的にまでは書いていないかと思えます。

○八田座長 少なくとも、特区においてこういう起業家が入ってくるための基準で、実際に使われている基準をオープンにすることは役立つと思います。何らかの形のときには例外もあり得るといって、こうこうこういう場合には例外もあり得るといって書いてもいいかもしれないですけれども、少なくとも、実際に使っておられる基準を明示するのはかなり役に立つのではないのでしょうか。

○根岸室長 今、座長が御指摘のとおり、最初というか、先ほどの説明でも、前回も私が御説明しましたが、実際の実務ではレンタルオフィスなどが普通に出てきてやっているのですけれども、もしかしてそれは知らないだけで、そもそも申請を出していない人もいるかもしれないという観点に立てば、そういうところも含めて、何でもいいですよという書き方はできないにしても、契約は短期間の契約のタイプのものであっても、その継続性

が認められればいいのだという趣旨を明確にするとかということとは考え得るかなど。今、勝手に即答もできないのですが、それは考え得るかなという気がいたします。

以前に自治体のやるインキュベーション施設みたいなものがあった、そういうところが場所を用意してくれたりとかという場合に、それも事業所として見ていいのではないかとかという議論がございまして、そこもではやりましょうといっても、そういう施設はいいですと省令に書き切ることなかなかできないので、ではそれもちゃんと公開してくれよということで、ホームページで公開したりということの経緯がございまして、今、御指摘のところについても具体的な記載ができるか。500万円のところも、今も公開していますが、もう少しわかりやすい載せ方を検討しますとこちらは申し上げておりますので、それとあわせて検討させていただきたいと思います。

○八田座長 これはちょっと余談ですけれども、アメリカでは所得税でホームローンの控除がすごく多いから大学の先生はみんな大体、家を一遍買ったら確定申告をするのです。そうすると、大学の先生が例えば新聞をとっていたら、それをサラリーから所得控除できるのか等、いっぱい細かいのがあるのですが、本当に細かいものは各地の裁判所の判例なのです。それがタックスガイド・フォー・カレッジティーチャーズというものにみんな載っているのです。私たちはそれを見て忠告するわけです。すごく細かい項目についても最新の対処法が、わかりやすく説明してある。当局が運用規則をすべて公開し、何か問題が起きたら運用規則を臨機応変にどんどん変えていって、それをさっさとホームページに載せてもタックス・フォー・カレッジティーチャーズが大学教員用にわかりやすく解説してくれる。日本でもこうなっていればお互いどんなにいいかと思いますね。ところが日本はそんなものが何もないから、ぼわっとしたところでみんなが見当をつけてやっているわけですね。

今、かなり前向きな御説明をいただいたのですが、詰めるところはありますか。

○藤原次長 家事支援の関係は関係省庁も多いのですけれども、内閣の別の部署が中心になりながら今、調整を自治体ともさせていただいていまして、その中から区域会議をどう位置づけるかとか、いろいろな議論があるのですが、大きな議論として多分、法務省さんも大変関心が高いところで、ガイドラインをどうつくるか。管理の仕組みをどう位置づけるかという中で、これは別途雇用のところでも特区法できちんと位置づけさせていただいているのですが、今の議論の延長ですけれども、そういった管理の仕組み自体を法的な位置づけをきちんと持って位置づけたほうがこれは全体として制度の安定性という意味でも非常に重要だと思っております、いわゆる今回の家事支援の關係のガイドラインとか、管理協議会とか、そういったところについても、そうした方向での議論をしていこうということで議論しておりますが、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

○根岸室長 まだ具体的にどういうことを内閣府・内閣官房のほうで考えられているかをお示しいただいていないので、どうとちょっとお答えしにくいのですけれども、今、お聞きしている範囲で、我々は今、関係省庁で内閣府さんを中心にガイドラインの準備をして

きまして、それに何らかの、単なる関係省庁がつくったガイドラインというのではなくて、何らかの法令上の性格を与えるという方向の議論だと思いますが、それ自身のその方向性自身に何ら異論はございませんし、それはうまく位置づけることができるならそれはそれでいいことではないかなとは思っております。

○藤原次長 ぜひその方向で、制度の案をむしろ当方から御提示させていただきます。

○八田座長 そうですね。

では、どうもお忙しいところありがとうございました。